男鹿市条例第7号

男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年男鹿市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後

(放課後児童健全育成事業者と非常 災害対策)

第7条 (略)

2 (略)

(安全計画の策定等)

- 第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所でといる。当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職 員に対し、安全計画について周知する とともに、前項の研修及び訓練を定期 的に実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について問知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(放課後児童健全育成事業者の職員 の一般的要件)

改正前

(放課後児童健全育成事業者と非常 災害対策)

第7条 (略)

2 (略)

(放課後児童健全育成事業者の職員 の一般的要件) 改正後

第8条 (略)

(職員)

第11条 (略)

2 (略)

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1)~(3) (略)

(4) **教育職員免許法 (昭和24年法律 第147号)** 第4条に規定する免許状 を有する者

(5)~(10) (略)

4及び5 (略)

(虐待等の禁止)

第13条 (略)

(業務継続計画の策定等)

- 第13条の2 放課後児童健全育成事業 者は、放課後児童健全育成事業所ごと に、感染症や非常災害の発生時におい て、利用者に対する支援の提供を継続 的に実施するための、及び非常時の体 制で早期の業務再開を図るための計画 (以下この条において「業務継続計 画」という。)を策定し、当該業務継 続計画に従い必要な措置を講ずるよう 努めなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、 必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放 課後児童健全育成事業所において感染 症又は食中毒が発生し、又はまん延し ないように、職員に対し、感染症及び 改正前

第8条 (略)

(職員)

第11条 (略)

2 (略)

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4) <u>教職員免許法(昭和24年法律第</u> <u>147号)</u>第4条に規定する免許状を 有する者

(5)~(10) (略)

4及び5 (略)

(虐待等の禁止)

第13条 (略)

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放 課後児童健全育成事業所において感染 症又は食中毒が発生し、又はまん延し ないように必要な措置を講ずるよう努

改正後	改正前
食中毒の予防及びまん延の防止のため	めなければならない。
の研修並びに感染症の予防及びまん延	
の防止のための訓練を定期的に実施す	
る よう努めなければならない。	
3 (略)	3 (略)
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の 2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講 ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは 「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とある のは「周知するよう努めなければ」とする。